

曾於市居宅介護支援事業所介護予防支援補助金交付要綱

令和8年3月25日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、曾於市民が介護保険サービスを利用するために必要な居宅介護支援、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに係る計画の作成を担う介護支援専門員の人材を確保し、介護予防支援計画の作成の受託の促進を図るため、居宅介護支援事業所に対し、介護予防支援計画の報酬に加算する補助金を交付することについて、曾於市補助金等交付規則(平成17年曾於市規則38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市町村長から居宅介護支援事業所の指定を受けている事業者
- (2) 第4条第2項の表に掲げる期間において、曾於市地域包括支援センターから曾於市の介護保険被保険者に対する介護予防支援計画の作成を受託している事業者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、加算額単価に曾於市の介護保険被保険者に対する介護予防支援計画数(以下「予防計画数」という。)を乗じて得た額とする。

- 2 予防計画数は、介護保険サービスを利用した月(以下「利用月」という。)における鹿児島県国民健康保険連合会等への請求に基づく数とする。
- 3 第1項に規定する加算額単価は、4,000円とする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者(以下「申請者」という。)は、曾於市居宅介護支援事業所介護予防支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、利用月の予防計画数が確認できる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は利用月を基準とした次に掲げる期間に行うものとする。

期別	対象月	申請期限
第1期	4月から6月まで	7月末
第2期	7月から9月まで	10月末
第3期	10月から12月まで	1月末
第4期	1月から3月まで	4月末

3 申請者は、第1項の規定による申請後、予防計画数に過誤が生じたときは、速やかに市長に報告し、過誤申請を行わなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、曾於市居宅介護支援事業所介護予防支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対して、速やかに補助金を交付する。

(実績報告)

第6条 規則第16条に規定する実績報告については、第4条に規定する補助金の申請及び請求によりなされたものとみなす。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に利用する介護予防サービスに係る介護予防支援計画について適用する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

曾於市長 宛て

曾於市居宅介護支援事業所介護予防支援補助金交付申請書兼請求書

曾於市居宅介護支援事業所介護予防支援補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり、 年 第 期分の補助金について、交付申請及び請求します。

記

申請者 (請求者)	所在地	
	法人名	
	代表者氏名	⑩
補助対象事業所	所在地	
	事業所名	
補助金請求額	年 第 期分 金 _____ 円 (内訳) ・ 月分 件 ・ 月分 件 ・ 月分 件 合計 件 4,000円× 件 = _____ 円	

振込先 (□前回と同じ振込先を希望)

金融機関名	銀行・信金・農協・ 信組・その他 ()					
本支店名	本 店 支 店 ・ 出 張 所					
預金種別	普 通 ・ 当 座					
口座番号						
口座名義	フリガナ					

第 号
年 月 日

様

曾於市長



曾於市居宅介護支援事業所介護予防支援補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請のありました曾於市居宅介護支援事業所介護予防支援補助金について、下記のとおり決定したので、曾於市居宅介護支援事業所介護予防支援補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

申請者	法人名	
	代表者名	
	所在地	
事業所名		
交付の可否	交付・不交付	
交付決定額	金_____円	
不交付の理由		